

発 言 通 告 書

発言者氏名	一柳 洋
発言の会議	平成22年 9月 2日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市長、教育長

【件名及び発言の要旨】

1 谷内家からの訴状に関する説明について

(1) 平成10年1月21日に谷内達子氏の要望書が提出され、同年1月22日に市からの要望書に対する回答書を提出、同年1月23日に寄贈作品の贈呈式を行うというのは、非常に不可思議な進行ぐあいである。要望書が出た翌日に回答書が出る。その翌日に寄贈作品の贈呈式が行われる。1日ごとに重要事が決まるといのは、組織的決定でなく、ごく少数で決めたと思われぬ進行である。

また、これは帳じり合わせに後から画策されたとの見方ができる。市長になってこの件について納得のいく説明を執行部から受けたので、この説明資料をつけたのか。

(2) 説明を受けたとしたら、その説明をしたのはどこの部課の職員か。

2 大友弁護士を選任について

(1) 大友弁護士を選任するとしているが、昨年まで大友弁護士は谷内家代理人の中村弁護士と共闘した被告側弁護士であった。昨年まで実質原告である吉田市長は、その戦う相手だった大友

弁護士を選任するとしている。弁護士法には抵触しないだろうが、弁護士倫理として適切であるとは思われない。なぜ、大友弁護士を選任するのか、その理由を明確に説明されたい。

(2) 弁護士への着手金は、幾らを考えているのか。

3 谷内家に対する市長の基本姿勢について

(1) 森広美氏のアドバイザー契約を切ったにもかかわらず、第2回定例会の答弁では、公金を使い和解する、または費目を変えて公費を払いたいと発言している。新たな公費を払ってでも谷内家側の理解を得たいとの気持ちがあるのか。

(2) 裁判において、徹底的に戦うのではなく、和解を視野に入れているのか、基本姿勢を明確にされたい。